

○議長 横尾 武志君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

10 番、川上です。病院長、引き続きよろしくお願ひいたします。

今井議員のほうから病院の建てかえ問題、独立行政法人の経緯等が聞かれましたので、私のほうは住民への周知、職員への理解、そういったところを中心に聞いていきたいと思ひます。

今の病院長の答弁の中でも、本当にやっぱり医師の確保をするのが大変だということで、そういった点で努力されてるといふ点をつくづくわかりました。そういった点でやっぱり今後も住民に対して十分な医療を提供できる自治体病院、町立病院であるためにという立場から質問いたします。

それでは、まず第 1 点目に、地方独立行政法人が制定された際に、参議院では地方独立行政法人への移行に際しては、雇用問題、労働条件について配慮し、関係職員団体または関係労働組合と十分な意思疎通を行うとの附帯決議がなされました。町は病院職員との話し合いや説明は行ったのでしょうか、まず最初に伺ひます。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

平成 24 年 10 月末に経営形態の答申が出された後、同年 12 月から病院職員に対して地方独立行政法人化の説明を行ってきました。答申では、芦屋中央病院の経営形態については今後の医療機能を実現するために、医療従事者の確保が重要であり、そのための必要な改善を行っていくには、地方独立行政法人への移行が最も望ましく、その移行時期については、移行によって経営改善が見込まれることから、おおむね 3 年をめどに地方独立行政法人への移行が望ましいとされています。

平成 24 年 12 月、病院職員に対して経営形態検討委員会の答申の報告を行いました。国が示している経営形態の選択肢は地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人、指定管理者制度、民間譲渡の 4 つです。病院職員への説明では、経営形態委員会で検討された 4 つの経営形態の特徴、その検討内容を示しながら、町内での医療の提供が持続されること、経営や医療職員の採用、外部環境などに機動的かつ柔軟な対応が可能なこと、現職員の身分に関することなどを総合的に検討した結果、地方独立行政法人への移行が最も望ましいとの答申に至った経緯について説明を行いました。

平成 25 年 3 月、病院職員に対して地方独立行政法人化のアンケートを行い、4 月にはその結果について病院職員に報告を行いました。このアンケート結果では、75%の病院職員が不安を

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

感じており、そのほとんどが給与・身分に関するものでありました。6 月には、アンケートや別に募った意見要望事項を集約し、このことに関して回答を行ってきました。しかしながら、最も関心のある給与など処遇に関する具体的な事例については、新給与制度の構築ができていないため、病院職員に具体的なものを示すことができないことから、現段階では十分な理解は得られていないと考えております。したがって、今後も病院職員に理解を得られるよう、病院職員や職員組合ともよく話し合いを行い、丁寧な説明を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

私のほうからは、職員労働組合への説明の経緯ということでご説明いたします。

平成 25 年 7 月 4 日、芦屋町職員労働組合へ申し入れを行いました。内容は、地方独立行政法人への移行に伴う職員の身分及び処遇に関する基本的な事項についてでございます。申し入れ事項につきましては、7 月 16 日、職員の身分、給料、諸手当、退職手当、健康保険及び年金の加入などの説明を行っております。

その後、8 月 7 日に組合のほうから申し入れ書に対する確認事項がありましたので、8 月 23 日に事務折衝の場を設けまして説明を行っております。結果としまして、職員組合とは職員の身分及び処遇に関する基本的な事項について合意いたしましたので、9 月 2 日に確認書を取り交わしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

まあ、職員には説明は行ったということで、それから職員労組との間では基本的な合意は一応受けているということですが、町の職員については、職員の組合員もおられますし、また組合員でない方もおられます。それから、職員の中には正規の職員もおれば非正規の職員の方もおられます。組合員との話し合いは組合を通じてやられましようが、その、組合員でない職員、また臨時職員についてのその、細な説明、それから組合員からは基本的合意を得たというのであれば、そういった、その組合員でない方の職員からや臨時職員からのそういった合意とか、そういった点はどのようになっているんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

お答えいたします。

川上議員がご指摘のように、いろんな形態の雇用者がおりますので、最も重要なことは、先ほど申し上げましたように、労組組合員のことでございますが、非組合員あるいは非常勤雇用の職員についても、十分な意見を取り入れるように今後努力していく予定でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

職員組合が、この独立行政法人の説明を受けた後に組合としてアンケートを組合員にとっております。そのアンケート調査の結果を見ますと、やはりさっき事務長が言われたように、まずやはり給与面とか待遇面、そういったものに対してやっぱり大きな不安を持っているということが確かにあります。

それとまた、あるのは「やはり今は地方公務員法に基づいて全てが決められているが、今後どうすればよりよい職場環境となるのかが不安」とか、また「公務員でなくなっても同じじゃないかという、こういった説明もあったが今まで公務員として働いてきた私たちにとっては何もかもが不安である」と。それから、「病院の経営に関しては独立行政法人化をしてどのような病院になるかなど具体的な情報が欲しい」とかいうことですので、確かに、給与面については今後の話し合いの中で具体的に出不きと見えないと思いますが、やはりその公務員でなくなること、そして独法になったときの病院がどうであるかという、そこら辺がまだ十分に理解できてない中で独法の話が進んでるところに、やはり職員の方は大きな不安を抱えてるんじゃないかなというふうに思います。

公務員については、一般的に、例えば、民間に働く人たちとどういった点が一番違うかと言えば、やはり公務員に採用されたときには、まず最初に宣誓を皆さん方したと思います。それは、「私は、ここに、主権が国民にあることを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務に執行することを固く誓います」ということで、やはり一般的な人はただ、自分の労働力を売って賃金を得ることになってますが、公務労働者というのはやはりその全体の奉仕者として誠実かつ公務に職務を執行するという、そういったことを踏まえて仕事に当たるという点では、私は病院の医療従事者でもやっぱり大きな差があると思います。

確かに、こういった立場で芦屋町の役場の職員の方、またもう病院の職員の方がやられてるか、100%やられてるかと言えば、それは疑問な点もありますが、しかし、こういった、基本的な

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

理想を持って働いてるところにやっぱり公務労働者としての誇りがあるんだろうと思うんで、そこら辺がやはり一律的に独立行政法人になったのであれば、もうその公務員でなくなるということを受け入れろと言っても、やっぱりなかなかそれはできないことだと思います。そういった点では、先ほども言われましたように、十分丁寧な話し合いを行っていくということが必要だと思います。

組合は、一応もう基本合意は9月2日に行ったということですが、それでもなおかつまだ不安な方は多いと思いますんで、やはり今後の話し合いの中で十分そういった点を払拭できるようにしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

ただいま川上議員がご質問された件については、病院の執行部、いわゆる私、事務長など運営会議のメンバーでございますが、十分に承知しております。さらに、これは昨年から職員への説明会を何度も行っておるんですが、その説明会の中でもいわゆる先行して独立行政法人化した自治体立病院、これは非常にうまくいってるところうまくいってないところあるんですが、そういう病院の職員とのいわゆるカウンターパートと申しますか、薬剤師は当該病院の薬剤師、看護師は看護師、そういうふうな、いわゆるうちの病院からの、執行部のほうからの説明だけではなくて、現実にそういう独法化した病院に努めている職員の方とお互いの立場で十分な意見交換できるようなことを考えてはどうかということは提案をしておりますし、現実に先行している、まあ、非常にうまくいってる病院でございますけども、そういう病院の病院長あるいは事務長などと、そういう会合を持っていただけないかということは要請をしておりますし、現実にそういう病院のほうから構いませんよというお返事はいただいているところです。私たちの病院としての説明のほかに、そういう先行した、うまくいってる病院との職員が話し合うことによって不安が払拭されていくものであると思います。

先ほど申し上げました、非常にうまくいってる病院というのは、川上議員が先ほどおっしゃいましたように、公務員でなくなるということに対する不安、その他もろもろの職員の不安というのが先行してる病院では非常にうまく解消されておりますし、さらに利用していただける患者さんからの評判も大変いいということでございますので、そういう病院との話し合いみたいな場を町立病院の責任として設けていくということも考えているところです。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういったことをぜひやっていただきたいと思います。しかし、そういったふうになれば、私はなぜ平成 27 年までに独法化しなければいけないかという、そういった点が、ここをやっぱりその、強引に押し進めること自体が必要かというふうに思います。確かに、財政的な問題とかそういった部分も含めて 27 年ということが出てまいります、そうすれば独法化を実現させる、逆算から言えば、先ほど言ったような、事務長が言ったようなスケジュールをとらなければいけない、そういった点では 8 月いっぱいじゅうにその労働組合とのその基本合意を得なきゃいけないという、そういった中でその基本合意をとるとい形になると思いますので、そういった点で今後はやっぱりその 27 年ということにこだわらず、やっぱりそこで働く人、そして住民、そういったものが納得した中でこういったことを進めることが必要ではないかなと思います。

特に、ILO——国際労働機関というのがありますが、これは公共サービスについての ILO の考え方というのを出してます。これは 2005 年に出された「公共サービス改革における社会対話の強化のための実践ガイド」という中では、公共サービスの価値ということについて、「公共サービスの価値は、職員に対する人間らしい労働雇用条件を土台にしており、それが公共サービスの質と効率性を保障している。民間部門の価値と原則が導入されるなら、公共サービスの質と効率性は危険にさらされることになる。公共サービスの計画と実施の全ての段階で労働者と労働組合、サービス利用者を全面的に参加させるとき、公共サービス改革は効率的で効果的、質の高いサービスの提供という目的を達成することができる」としています。

そういった点で、労働者や労働組合員、そういったところに十分話をして納得した中で進めなさいということを書いてます。そして、国内ではこれを基本にして、お手元に配ってあります公共サービス基本法というのが、平成 21 年に制定されてます。これは、国会で全会一致で制定されたものです。この中の第 3 条の第 4 項には、「公共サービスに関する必要な情報及び学習の機会が国民に提供されるとともに、国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること」としています。

また、第 2 章の基本施策の第 9 条国民の意見の反映等というところでは、「第 9 条、国及び地方公共団体は、公共サービスに関する施策の制定の過程の透明性を確保し及び公共サービスの実施等に国民の意見を反映するために、公共サービスに関する情報を適時かつ適切な方法で公表するとともに、公共サービスに関し広く国民の意見を求めるために必要な措置を講じるものとする」というふうにして、やはり日本のその法律の中でもやはり、住民へのというか、働く人へのその情報の提供と十分な説明、そういったものはやりなさいということは法律でも、条例でもちゃんと決められているわけなんです。そういった点に立って、やはり十分なその意見の反映と合意が必要ではないかというふうに思っております。

先ほどのことですが、組合員でない非組合員や臨時職員、こういった人たちの合意というの

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

は、その、労働組合にはやっぱり、労働組合として、全体としての合意はとってますが、これら個人の合意についてはどのようにしてとるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

私たちもその手法についてはこれからしっかり考えていこうと思っておるんですが、組合の場合には当然執行部、病院にもそういう役員がおりますので、そこで集約できるんですが、それ以外の方に関しては、個別にお話をするようなことも考えております。ただ、組合の、要するに、組合活動に障害を与えるというふうなおそれもございますので、そういうことに配慮しながら個別の職員の意見を集約していきたいというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

はい、わかりました。

それでは、独立行政法人化の大きな理由に、医師の給与を上げて医師の確保を図るためと説明されてますが、先ほど病院長も言われましたように、それだけではなくてやはりスタッフがそろわなければ成り立たないという問題もあります。最近、病院の職場の人の話を聞きますと、独立行政法人化、こういった話が出る中で、看護師の離職が大きな問題になってると。やはり独立行政法人になるという、そういった話の中でやっぱり不安を持ってほかの病院に移るといった職員もふえてるといことが言われます。

それとまた、今度、きのうの初日でも職員給与の提案がされましたが、これが認められれば当然病院職員の給与も一律にカットされるということになります。そういった点では、こういった離職が加速していくということも考えられますが、こういったことに対して、今、やっぱり離職対策はどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

川上議員が今ご質問されました離職の関係でございますが、これは、数年前に離職率がかなり高いということで問題視しておりまして、ただ、これはうちの病院だけの問題ではございませんで、非常に看護師さんの帰属意識というか、そういうものが若干最近希薄になっておりまして、いわゆる雇用の流動化みたいなことがおこっております。

その中で、うちの病院の離職者も出ているというふうに理解しておりますし、ここ数年は離職

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

率が低くなっていたところなのですが、今回おやめになった方に関しても、当然のようにそのおやめになる理由というのは調査しておるわけですが、「独法化をするので不安だ」という声は聞いておりません。多くはご家族のいろんな理由、旦那さんが転勤をするとか、それとかお父さんお母さんの介護が必要となったので勤務が続けられない、専念したいということでおやめになって理由が多くを占めております。先ほど申し上げましたように、独法化をする、あるいは公務員でなくなることにに対する不安が離職の大きな理由ということにはなっておりません。

とは申しましても、離職が一時的に起こっておりますので、これに対する対策は看護師長などと協議をした上で、今後改善をしていきたいというふうに思っています。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

はい、わかりました。

それでは、経営形態の検討委員会の答申の中で、まあ、出とるんですけど、一つはやっぱり今後職員の給与を具体的に決めるということにもなるでしょうが、経営形態の中で私が疑問に思うのは、「現状の人件費構造について」という中で、「看護師及びコメディカル職員については、勤続年数と所定内賃金を民間企業の統計と比較したところ高くなっており、給与構造を見直す必要があると結論づけられた」というふうに、こう書いてあります。

それと、「病院が現状を改善するための対策として、病院が移転・建てかえをした場合は多額の投資をすることになり、企業債等の返済のためにも経営の安定化が求められる。そのため、費用の中でも最も多くの割合を占める給与の適正化が求められる」というふうにこう書いてあります。こういったところを読みますと、どうしても給与を下げたって人件費を減らして行って、それで健全経営化をしていくというそういった道筋に思えるんですが、その点は町立病院としてはどういったふうにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

給与比率に関しては、健全な病院経営の一つの指標として50%とあるわけですが、そういうものを目指していくというのが病院の経営をあらわすための一番いい指標だというふうに考えているところで、これはうちの病院だけではなくて、ほかの私立の病院でもほかの自治体立病院、公立病院でもそういうことは言われるわけです。

で、実際に50%を目指していくというのは、その文言だけを表向きで捉えたと、要するに、川上議員がおっしゃるような、給与を下げっていくというようなことにつながるというふうに捉え

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

られますが、実際は病院を建てかえ、それで独立行政法人化をして経営を効率化していくことによって収益を上げていけば、それは給与を下げなくても理想的な給与比率に持っていけるということだと思います。

要するに、病院の収益を上げていくことによって給与比率を守ると、下げるといふ考えというのはやや短絡的ではないかなというふうに思っているところです。そのためにいろんな施策を、お願いをしているということです。

それと、給与表に関しては、今後この議会で追加補正予算を認めていただいて、実際にコンサルを入れてそこからいろんな検討を進めていくわけで、まだ職員には提示ができないということで、不安を招いているというのも理解をしております。実際には、その不安のない形で今後の職員との話し合いを当然していくつもりではございますが、正確に決まったものがないのに、「捕らぬ狸の皮算用」みたいなお話をすることが適切ではないということで、今までも職員に対する説明がやや足りてないのは事実でございます。今回、予算をお認めいただければ、早急にその給与表などの条件を職員に提示した上で、理解を求められるように努めていきたいというふうに思っています。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まあ、職員や組合員、そういった方々、本当にやはり十分わからないというのがやっぱり率直な意見だと思います。そういった点では今後、やはり丁寧な、適切な説明を丁寧に行っていただきたいというように思います。

続いて、2点目の、今度の6月14日の全員協議会には地方独立行政法人化を目指すことが報告されました。しかし、この決定に当たって、どのような形態で協議され決定されたのか、また住民の意見等はどのように反映されているのかということ、これはやはり先ほどの公共サービス基本法に基づくと、やっぱりこういった決定をする中には住民の声や意見を反映しなさいということが書かれております。その点がどのようになっているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

平成24年10月末に出されました経営検討委員会の答申を受けまして、町では芦屋中央病院の現在の課題を踏まえた中で総合的に検討いたしました。その結果、平成25年6月に、芦屋中央病院は27年度からの独立行政法人化を目指すということになりました。

独立行政法人化を目指すという理由につきましては、医師を含む医療職員の確保が非常に厳し

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

い状況にあり、特に、医師や看護師不足は患者の信頼性という問題などが生じています。また、これにより収益の確保ということに波及するおそれがございます。これらをできるだけ早期に改めることが喫緊の課題でありますので、独立行政法人化に取り組み、柔軟かつ機動的な運営体系を組織したいと考えております。期日につきましては、第三者委員会から提案がありました、おおむね 3 年をめどにということで平成 27 年度を目標年とする方向性をお示したところでございます。

以上のことにつきましては、25 年 6 月 11 日民生文教常任委員会、6 月 14 日には議会全員協議会で報告をいたしてるところでございます。住民の皆様には今後、広報あしや、ホームページにおいてお知らせする予定でございます。

また、先ほど、院長のほうで申し上げましたが、自治区にも伺い、今後丁寧な説明を行ってきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今後、10 月 1 日の広報あしやですね、住民説明会を行うということ、それはそれで結構なんですけど、私が言ってるのは、やっぱり独立行政法人にしますという決定をしたときに、その、どう町民の声を吸い上げてそれに反映しているかということで、決定してみましたということを決めて住民説明会や広報あしやに載せても、住民はもう、それはもう仕方がないことかなというふうにしか思わないので、そういった点ではやっぱり論議をする中で、住民の声を吸い上げて公共サービスを充実していきなさいという、そういった公共サービス基本法にやっぱりのっかっていくのなら、もっと前にすべきじゃなかったのかなというように思います。

平成 25 年の一般質問のときも、私はやっぱりそういった住民の声を聞くために、例えば、地域医療シンポジウムとかそういったものをやるべきではないかという、そういったことも提案をしていましたが、そういったことがない中で独立行政法人化の決定ということも行われたわけですが。

しかし、今後、最初に事務長のお話にもありましたように、病院の 40 億円を超える建てかえ移転と経営形態を地方独立行政法人にしていくという、こういった、その、住民にとってやっぱり大きな問題になるわけなんです。それをやはりその、こういった広報と住民説明会、それと先ほど院長が言われましたように、区長会を通していろんなところにお話に行くという、そういったことは大変結構なことだと思いますが、やはりそれだけでいいのだろうか。

例えば、前回の病院を建てかえるということをやって、広報に載して、そして住民説明会を

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

3カ所やっても、住民説明会の参加者は、まあ、数十人という規模でしかなかったわけですね。そしてまた、住民からはいろいろな、その建てかえに反対するような声なんかも、その、ビラに出されるとか、そういった状況も起こってるわけです。

私は、やっぱりこういった大きなことをやっていくなら、住民の合意を得た中でやられなきゃいけないんじゃないかなということで、やはり、その、芦屋町の将来の地域の医療の拡充を、充実をどうするのか、こういったことをした全町民的な地域医療シンポジウム、そういったものを作っていった病院の建てかえとか独立行政法人だけの問題じゃなくて、将来、この芦屋町の地域医療をどうするんだというところをまず全町民的な論議の中でから、住民の合意を得てから、こういったことをやっていくべきではないかと思いますが、そういった点ではこういった医療シンポジウム、こういったものを今後考えていくという考え方はないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

病院事務長。

○病院事務長 森田 幸次君

ただいまの川上議員のご質問でございますが、確かに、おっしゃるとおり、いろんな住民の意見を聞いた中で医療を提供していかないといけないというふうに考えております。医療を提供するに当たっては、当院だけではなく医師会、そういったところの協力も踏まえながらやっていかないといけないところというのがありますが、これから国が示しております医療のあり方というものにつきましては、やはり少子高齢化という問題がございます。

これに関しては、国のほうもやっぱり地域で、地域全体で高齢者の医療、介護を含めた、それともう一つ、地域での生活、そういったものを総合的に関係者が連携してやっていかなければいけないというふうに国のほうも示しておりますので、そういった意味では議員がおっしゃる意見も確かに一つの方法であるかと思いますが、現在のところ、そういった考えはございません。しかしながら、これからの地域における医療のあり方というものを町民の皆様にも十分説明をしていく中で、理解をしていただけるよう努力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

病院長。

○病院長 櫻井 俊弘君

今、事務長が申しあげましたように、町民の方への説明は今後も十分行っていきたいと思うんですが、先ほど川上議員もおっしゃいましたけども、町民説明会の参加者がそれほどたくさんではなかったということに関しては、私たちも非常に残念なところございまして、ということで、まあ、しかし、ああいうそのオフィシャルの席で発言ができる方というのは非常に、町民の中に

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

も多くはないと思いますし。そういう意味で、フランクに膝詰めでお話ができる自治区のほうに私たちが出向いて、いわゆるその声なき声を酌み上げると申しますか、そういうふうな形のほうが合っているのではないかというふうに考えたところでございますし、川上議員がおっしゃった、いわゆるそのあり方のシンポジウムというようなことも意味がないとは申しませんが、住民説明会のときに参加者がそれほど多くなかったということを考えますと、そのシンポジウムにどのような効果があるのかということに関しては、若干疑問があるところでございます。それより、先ほど申し上げた、自治区を回って、30カ所あるんだそうですが、これを一度、一回りでも二回りでもして小さな声を拾い上げて大きなものにまとめていくと、というふうな努力をしたいというふうに考えているところです。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

とにかく今後も町民に対しての十分な、丁寧な説明をしていって理解を得るようにしていただきたいというように思います。

次に、公契約条例について伺います。

公契約条例の目的は、町が発注する請負契約において、その契約に基づく業務等に関して、自由業に従事する者の適正な賃金や労働条件を確保し、労働者の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、過当競争、不当なダンピングの排除、地域社会の活性化に寄与するものであります。全国でも制定する自治体がふえていますが、福岡県では直方市が制定を進めています。芦屋町としては、この契約条例をどのように認識しているのか、また公契約条例の制定について、どのように考えているのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

公契約条例ですが、平成21年の9月に全国で初めて千葉県野田市で制定されたものです。平成24年の12月時点で千葉県内、神奈川県内など、関東を中心に7つの自治体で制定されてるという内容でございます。

この条例に関しましては、先ほど議員さん配られてました、国の公共サービス基本法、この中条項の中で、「国及び地方公共団体は安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする」という規定に基づき、これを実行するためには公契約条例が必要であるという考えで各団体取り組んでいるものと認識しております。

福岡県内では、今年になって直方市で公契約条例策定審議会が設置され、現在、検討が進められているという状況でございます。現状では、各団体の条例が施行されて間もないこと、それに全国的にも制定団体が少ないこと、メリット・デメリット、効果等の情報が少ないということで、他団体の動向を注視しながら対応していきたいと考えております。

何よりも、国における基本的方針や国レベルでの法整備、こういう措置をすることがまず第一だと認識はしております。国会における最低賃金法と公契約条例との関係に関するやりとり、他団体での制定に向けての議会でのやりとり、それから直方市での審議会でのやりとりと、現在、情報収集は進めておりますが、いずれにしましても、現段階では福岡県内の制定状況や近隣市町での取り組み状況を総合的に判断して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、課長が答弁されたように、これも公共サービス基本法の第 11 条の中に、「公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備」という中で、「国及び地方公共団体が安全かつ良質な公共サービスが適切かつ確実に実施されるようにするために、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講じるよう努めるものとする」という、こういったところからこの条例を、公契約条例が制定されてるわけなんですけど、この間、芦屋町においても公契約の改革が行われてきたと思いますが、この間どのような改革を行ってきたのか伺います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

公共工事の発注制度、入札制度につきましては、平成 21 年度から改革と申しますか、今現在、施行中ですが、最低制限価格の見直し、それから前払い金の見直し、契約保証金制度の見直しということで、順次、数値的、内容的には緩和していく状況の中で、この公契約条例の中でうたわれてます、労働環境の改善につながるものということで改善している状況でございます。

具体的には、20 年度最低制限価格につきましては 70% でしたが、翌年、21 年度から見直し 70% ですが、その後 80%、現行では 80% と 82% という体制の中でやっています。契約保証金制度、前払い金制度につきましても、上限額の緩和なり最低額の緩和ということで対応している状況で、そういうことをすることによって、従業員等の賃金、労働条件というのがある程度確保できると、経営者側にとっては資金確保等が確実にとなると、可能になるということで、そう

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

いうのに効果が発せられるものというふうに理解しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まあ、町も一定、そういったふうに改革して努力はされてますけど、全国的にも一般競争入札を取り入れていく問題やまた総合評価方式、こういったものについてもどんどん取り入れていっています。しかし、こういった改革をする中でもやっぱり下請業者、業務に従事する労働者についての配慮がないために、低価格入札の問題がやっぱり解消されずに、結局、そのツケは下請の業者、さらに、そこで働く労働者へとしわ寄せがされていっています。そして、労働者の賃金の低下を招くという、こういった状況になっているわけです。

それで、国のほうから、本年の3月に国土交通省から建設業に従事する技能労働者の賃金水準の確保についてということで、地方自治体や建設業界に要請がありましたが、町はこの要請を受けて町発注の工事についての労務単価の改定は行ったのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

都市整備課等での設計については、そのような反映をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まあ、大体、労務単価の改定が平均15.1%行っているわけです、引き上げているわけですね。これより末端労働者の賃金は本来的なら上がらなければいけないんですけど、しかし、それがなってるかどうかという問題ですけど、今、町はそういった契約によって受けた労働者のその末端価格の賃金、こういったものを把握してるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

把握しておりません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

これは、民民の問題であるとかそういったところも考えられると思いますけど、公契約条例を制定しますと、こういったところの末端労働者が幾らであるかとか、そういったところを調査し把握して、そしてそれによって、それが適切な賃金であるかどうかというところを判断するわけになります。そういった点で、その、町が公契約条例によって指定された賃金より低かった場合には、それを指導して賃金を上げなさいという、そういった指導もされるという、こういったことが公契約条例ではできるわけです。

まず、全国的には野田市が公契約条例を制定しています。公契約条例の前文と目的について紹介いたします。

地方公共団体の入札は一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用などの改革が進められてきましたが、一方で低入札価格の問題によって、下請の事業者や業務に従事する労働者にしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招く状況になっています。このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは一つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講じることが不可欠であります。本市はこのような状況をただ見過ごすことなく、先導的にこの問題に取り組んでいくことで地方公共団体の締結する契約が豊かで安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することができるよう貢献したいと思う、この決意のもとに公契約に関する業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、この条例を制定する
となっています。

そして、その目的で、第1条では「この条例は、公契約にかかわる業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該事務の質の確保及び公契約の社会的価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らせることのできる地域社会を実現することを目的とする」というように、崇高な理念のもとで野田市議会では全会一致で可決したという法律であります。

こういった法律について、内容について、町長はどのようにお考えでしょうか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

その公契約条例という、私もいろいろ調べさせていただいたわけですが、やはり今7つの市で、条例をやっていると、全国で7つ、じゃあ全国でまだ7つしかないのかということの一つ考えなければならないのではないかと思います。いろんな問題がこの中には、資料読みます

とあるわけございまして、地域性の問題もあります。

そして、やっぱり労働者の賃金の問題というのが大きな、少数というのが大きなことであろうかと思いますが、一方、結局、今、規制緩和の時代でございまして、競争が、いろんな業界の中で激しいわけございまして、労働者の賃金だけが保障されて、じゃあ他の物品等、そういう価格競争もあるわけございまして、ただ単にこれをやると、じゃあその事業は、果たして企業は成り立っていくのかどうかという問題も中であるわけございまして。

このことにつきましては、慎重にやはり取り組まなければならないと思っておりますし、賃金につきましては、やはり最低賃金というのが国のほうできっちり決められておりますので、さらにそれを踏み込んだ中での公契約条例と、私はとっております。まだまだいろんな形の中で検証することが必要ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

言われるように、まだ全国では7つしか制定していません。それは、なかなか、今言われたように、業者の方々との問題とか、いろんな問題、法的な問題もありますが、国のほうとしてはこういった、最低賃金法を上回る賃金を条例化しても問題ないというようなことは、こう言われてますけど。ただ、やっぱり、例えば、なぜその国の公契約法を制定をすればいいじゃないか、町がする必要ないじゃないかということもよく言われますが、かつて情報公開条例、こういったものも国よか10年も先駆けて、1982年に山形県でも金山町が先駆的に制定し、そして翌年に神奈川県と埼玉県が制定して、そして今や全国の自治体はその、これは当たり前だということで合意をしとるということで、国がなかなか進まないのであれば、町がやっぱり率先して行って、こういった条例をつくって行って、そして国に迫っていくという、こういったことはいろんな条例でから、法律でこうあってるわけです。

その点からも、やはり芦屋町において公契約条例を制定することによって、税金によって行われる公共工事などでワーキングプアをつくらないという、こういったことをすることが必要だと思えますし、また何よりも、先ほど町長が最低賃金があるということを言われてました。しかし、その最低賃金がそれぞれの県で決められてますが、福岡県では701円というようになってますが、この最低賃金で働いていても、働く人が生活保護を申請すれば、生活保護が受給できるというのが最低賃金のその水準なわけです。

そういった点では、最低賃金があるからそれで人間らしい生活ができるんだということにはやっぱりならないということで、特にやはり公で行う仕事については、そういったふうに、その、

平成 25 年第 3 回定例会（一般質問）

ちゃんとした人間らしい労働ができるという、そういった賃金にしなきゃいけないというふうに思います。

それと、何よりも自治体の職員、まあ、ここにおられる方は正規の職員がほとんどですが、自治体の職員の方の中にはもう 4 割近くはその非正規の臨時職員、そういった方々がなってます。そういった方々はほとんどが最低賃金ぎりぎり雇用されてるわけです。

公契約条例を制定しますと、当然、公契約を制定するところの事業者には 1,000 円でしなさいと言って、自分のところのその臨時職員には 800 円でやるということはできないですから、官製ワーキングプアというの、やはりみずからこれを是正しなきゃいけないという、そういった立場に立てるとい、そういった点では本当にその賃金自体の、国民の賃金の底上げをやるという、そういったことができるということになります。

確かに、住民の税金を原資とする公共事業はできる限り安く無駄なく執行されることは当然のことです。しかし、公が行う事業が競争原理に任せてよいはずはありません。公共事業や公の役務には官製の品質の確保、市民サービスの向上と安全性の確保、地域経済の振興、地域建設業の健全な発展、労働者の生活や建設の安全な安定など重要な役割として求められています。

そういった点では、本町も入札契約のまだまだ努力が行われてますが、入札制度の改善だけではなく、公契約にかかわる労働者や下請中小業者や零細業者の低賃金や不安定雇用を改善することができないんですから、やはりぜひ公契約条例を制定していただくことを求めまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。